

令和3年度 国立大学法人京都工芸繊維大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】国際的に活躍できる高度専門技術者を育成するため、学士課程から博士前期課程までの6年一貫教育の実質化を図る（学部3年次までに学士課程の基盤となる専門科目を学生に修得させるとともに、学部4年次生へ博士前期課程の授業科目を提供する等）ことなどにより、「3×3構造改革」（学士・修士・博士の学年構造を実質「3年×3」とする教育プログラム）を推進し、完成させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【1-1-1】学士課程から博士前期課程までの6年一貫教育の実質化を図るため、学部3年間で課程専門の知識を修得するためのカリキュラムポリシーに基づいたカリキュラムを継続的に実施し、「3×3構造改革」を完成する。また、学部3年間で課程専門の知識の修得状況を確認するため、各課程において達成度判定を実施する。

【1-1-2】学部4年次から博士前期課程までの3年間の教育プログラムを検証するため、クォーター科目の実施割合や大学院科目の学部への提供数、学部4年次（M0生）の大学院科目履修割合、長期インターンシップや海外のサマースクールへの参加者数などについて調査を行う。また、令和元年度に開設した博士前期課程・後期課程一貫の特別教育プログラム「デザインセントリックエンジニアリングプログラム（「dCEP」）」を引き続き実施する。

【1-2】本学が養成するTECH LEADER像（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を発揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）に求められる能力に基づき、ディプロマポリシーを改定し、体系的なカリキュラムを構築する。

【1-2-1】学部及び大学院博士前期課程の学生を対象に、各学期の受講登録時に工織コンピテンシー（専門性、リーダーシップ、外国語運用能力および文化的アイデンティティ）の修得度に関する調査を実施し、各能力の伸長状況等のデータの分析結果に基づき、カリキュラムの改正等を行う。

【1-2-2】TECH LEADERに関わるディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づき、人間教養科目において選択必修を要するリーダーシップと経営戦略に関する科目群を開講する。

【1-3】学士課程で30%以上の学生に、大学院課程で60%以上の学生にTOEIC730点以上（又はこれに相当する能力）を取得させるとともに、4技能（聞く・話す・読む・書く）の円滑な発達を保証することを目指し、成果の上がる授業、課外セミナー、本学が独自開発したコンピュータベース英語スピーキングテストの定期実施などを有機的に統合した「英語鍛え上げプログラム」を展開する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【1-3-1】学部生のTOEICスコアを飛躍的に伸ばすため、必修化した外部試験対策の授業科目（Career English Basic、Career English Intermediate、Career English Advanced）を実施し、1・2年次生を対象としたTOEIC一斉受験を実施する。また、全学生TOEIC受験に向けた支援を行うとともに、教育システムの有効性を検証するため、一斉受験や受講登録システムを活用して、学部生と大学院生のTOEICスコアの伸び率などを掌握する。

【1-3-2】学部1・2年次生を対象として、スピーキングテスト、e-learning 課題、Extensive

Reading（多読）プログラム等を活用した授業を実施し、4技能（聞く・話す・読む・書く）の円滑な発達を促し、3年次以降の自律的学習につながる学習法と学習習慣を定着させる。また、大学院においては、学術英語や技術英語に加えて、プレゼンテーション、ビジネス、国際学会の進行、異文化理解など、多様なニーズに対応した授業を展開し、国際的に活躍する研究者・技術者として円滑な受信・発信・協働ができるよう、学部で培った基礎に磨きをかける「英語鍛え直しプログラム」を実施する。

【1-3-3】単位取得を伴う海外留学経験者数などのスーパーグローバル大学創成支援事業における評価指標（Key Performance Indicator）の達成に向けて、引き続き、イギリスのリーズ大学及びフィリピンの英会話学校（QQEnglish）と連携した短期英語研修を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、代替措置として言語教育科目において海外大学と連携したオンラインによる対応を実施する。

【1-4】 学士課程において、全ての学生に自らが専攻する専門分野とは別に、人文・社会・自然にわたる幅広く普遍的な知を学習させ、倫理観や歴史観、国際的な視野など人間形成に必要な教養教育を提供する。また、学士課程学生の多様な関心・学習要求に応えるため、京都にある文系・理工学系・医学系の異なる個性の3大学が連携する教養教育共同化を推進する。

【1-4-1】 TECH LEADER像に求められる能力、特にリーダーシップと文化的アイデンティティの能力向上に配慮した人間教養科目を実施するとともに、工繊コンピテンシー（リーダーシップ、文化的アイデンティティ）に対して、学生がその能力をどの程度修得しているかを調査し、各能力の伸長状況等のデータの分析結果に基づき、カリキュラムの改正等を行う。

【1-4-2】 学生が学術の幅広い基礎的素養と科学的に思考する力を修得し、文化や立場を異にする様々な人々と対話し議論する力や表現力を育むことを目指し、京都府立大学及び京都府立医科大学と連携した教養教育共同化授業を実施する。共同化授業には、従来の人文・社会・社会の3分野の科目に加えて、学習歴や志向の違いを超えた多面的な視点による学習や討論を行うリベラルアーツ・ゼミナールや、京都の伝統文化、芸術、街づくり、地場産業や自然環境を学ぶ京都学など、特色のある授業を実施する。また、高年次学生向けの共同化授業として、三大学の特色を活かした授業を実施する。

【1-5】 大学院課程において、海外インターンシップ等の推進及び英語による授業を行う国際科学技術コースを発展的に改組し、新たにグローバルコース（英語による授業のみで修了でき、海外インターンシップへの参加を必須とするコース）の設置やジョイントディグリーを2プログラム以上導入することにより教育の国際化を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【1-5-1】 英語による授業科目の日本人学生の履修率を向上させるため、国際科学技術コース対応科目の充実を図る。また、タイ王国のキングモンクート工科大学や京都府下の地元企業等と連携を図り、学部3年次生から博士前期課程の学生を対象とした就業体験（海外インターンシップ）を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【1-5-2】 タイ王国のチェンマイ大学との国際連携専攻（ジョイントディグリー）に学生を継続的に受け入れ、グローバルスタンダードに基づいた国際的通用性のある教育プログラムを展開する。また、プログラムの修了に必要な単位を修得した者に対して、修士（建築学）（Master of Architecture）の学位を授与する。

【1-5-3】 イタリアのトリノ工科大学との協定に基づき、学生の受け入れ及び派遣を継続的に行う。また、イタリアのベニス大学との協定に基づき博士前期・後期課程のダブルディグリー

ープログラムを実施する。加えて、EUが実施する教育における人材交流プログラム「Erasmus+」事業に参画し、博士前期課程において国際共同修士プログラム（マルチプル・ディグリー）を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、代替措置としてオンラインによる対応を実施する。

【1-6】 大学院課程において、教養教育に係るポリシーを明確にし、デザインや芸術、経営、材料、化学等に加え、京都の伝統文化に関する科目など、多様な分野を俯瞰的に理解し、自らの専門分野でイノベーションを創出し展開する能力を修得させるために、ポリシーに基づいた分野横断型の大学院教養教育プログラムを提供する。

【1-6-1】 大学院課程における分野横断型の教養教育のポリシーに基づいた教育プログラムを実施する。また、大学院（博士前期課程）の学生について、工織コンピテンシーに対して、学生がその能力をどの程度修得しているかを調査し、各能力の伸長状況等のデータの分析結果に基づき、カリキュラムの改正等を行う。

【2-1】 海外の企業及び研究機関等における最先端の研究開発・技術開発、協定校での講義等におけるTA（ティーチング・アシスタント）体験、協定校との共同プロジェクトやワークショップによる実践的国際協力・協働体験等を実施するための海外インターンシップ科目や地域課題から国際課題までをテーマにした課題発見・解決型科目などの実践型の授業科目を充実させる。

【2-1-1】 引き続き、海外短期研修プログラム、大学院生向けPBL科目、海外における企業インターンシップを実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プログラムごとに代替措置により実施する。

【2-2】 外国人教員や外国での教育研究歴のある日本人教員が所属する研究室を中心に、「国際化モデル研究室」（常時、留学生やポスドクが複数名在籍し、国際学会での発表等の積極的な国際活動により、学内の国際化を牽引する研究室）を毎年5研究室以上指定し、海外学会での発表や国際的コンテストへの応募等の国際的な活動を推進する。

【2-2-1】 国際化モデル研究室を5研究室以上指定し、オンラインも含めた国際的な活動を推進する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【3-1】 平成28年度中に科目ナンバリングの導入に向けた検討を完了し、平成29年度に教務システムの改修を行うなど、授業科目の実施主体、レベル、学術分野などを表す科目ナンバリング制度を平成30年度までに導入する。（年次進行により平成32年度には全ての科目に対して設定を完了する。）導入後も、科目ナンバリングによるカリキュラムの分野や科目の偏りを継続的に点検し、教育課程等の見直しを行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

【3-1-1】 各学生の課程での学問分野に応じた体系的な履修を促すため、科目ナンバリング分類表を学務課HPに掲載する。新入生に対しては、4月の学務課オリエンテーションにおいて資料を配布し、制度の説明を行う。また、科目ナンバリング制度に対応した教務システムを活用して、学生が受講登録の際に科目の難易度や学問分野などを確認し、学習計画を立てられるよう、シラバスにナンバリングを表記する。

【3-1-2】 ナンバリング一覧表を用いて、各課程・専攻の開設授業科目が、「3×3構造改革」による学部・大学院一貫グローバル教育プロジェクトに基づく授業科目として偏りなく提供できているか、など教育課程の順次性や体系性を再点検する。

【3-2】日本語と英語でシラバスの全項目を併記するなど、留学生と日本人学生の双方に益する国際化を推進するため、教務システムの英語環境を整備する。システムの改修により、大学院のシラバスは平成29年度、学部のシラバスは平成31年度までに全項目の日英併記への対応を完了する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【3-2-1】学部・大学院のシラバスの全ての項目に対して、留学生と日本人学生の双方に益するよう日英併記がなされているかを点検するとともに、留学生の科目選択の利便性を向上させるため、国際科学技術コース（International Graduate Program）への提供情報を大学院のシラバスに表示する。また、学生の海外留学を促進するため、証明書自動発行機による英文成績証明書の即時発行を行う。

【3-3】平成29年度までに学士課程におけるGPA（グレード・ポイント・アベレージ）の活用方法の見直しや分野別等の調査・分析を行い、教育改善に活用するとともに、平成31年度までに大学院博士前期課程における成績指標に係る諸課題（履修科目の偏り等）に対する対策を講じたうえで、GPAを大学院博士前期課程に導入する。

【3-3-1】総合教育センター教育評価・FD部会において策定したGPA制度について、大学院博士前期課程の授業科目を先行履修する学部4年次生及び大学院博士前期課程の入学者に引き続き適用する。

【3-3-2】3×3制度を用いて博士前期課程に進学する学生を適正に評価するツールの一つとして、言語教育科目（英語と初習外国語）、人間教養科目（工芸科学教養科目と基本教養科目）、専門教育科目（専門基礎科目と課程専門科目）の6カテゴリー別にGPAを測定し、調査・分析を行う。

【3-4】第2期中期目標期間に試行実施したクォーター制についての効果を検証したうえで、セメスター制とのバランスに配慮しながら、大学院課程におけるクォーター制導入科目を60%以上に推進するなど、柔軟な学事暦の運用により、学習機会の増加、学習効果の向上を図る。

【3-4-1】クォーター制の有効性を検証するため、就職活動、研究活動、海外留学やインターンシップ等への参加などに関する学生アンケート調査を継続的に実施するとともに、経年比較による分析結果に基づき、カリキュラムの改正等を行う。また、大学院課程におけるクォーター制導入科目を60%以上とする。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【4-1】「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」等の本学の特色・強みの強化及び教育のグローバル化の推進を図る観点から、優秀な若手、外国人教員及び外国における教育研究歴のある教員に各課程・専攻を担当させる。

【4-1-1】職位比率プロポーショナル改革を進め、退職教員の補充人事は助教等の若手教員を原則とし、文部科学省による「卓越研究員制度」を積極的に利用する。また、教員公募は国際公募を原則とし、外国人教員や外国における教育研究歴のある教員を積極的に採用するとともに、在職教員に対しては長期海外派遣を10名程度実施し、各課程・専攻の教育を担当させる。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【5-1】TECH LEADER（専門的な知識・技術を有し、自らの専門性を発揮して、チームのメンバーとともに解決策を提案・実行できる人材）を育成するための教育機能の強化を図る

ため、PBL（課題解決型学習）やアクティブラーニングのためのスペースやラーニングコモンズなど、学生が主体的に学習できるスペースを整備する。

【5-1-1】 学生が主体的に学習できるスペースの確保に向け、教育環境整備を推進する。

【6-1】 教育の質を恒常的に検証するため、学生、卒業・修了生、就職先企業、保護者などステークホルダーの意見や期待等を聴取するための体系的な各種アンケートを実施する。これらのアンケートにより明らかになった課題を改善するとともに、改善状況を確認・検証するなど、PDCAサイクルを機能させる。

【6-1-1】 教育の質を恒常的に検証するため、学生、卒業・修了生、就職先企業、保護者などステークホルダーの意見や期待等を聴取するための体系的な各種アンケートを実施する。また、アンケートの回答内容を踏まえて、教育プログラムなどの改善に繋げる。

【6-2】 毎年、全教員の4分の3以上の者が必ずFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に参加し、教育力向上のための不断の努力を行うよう教員FD研修会、授業公開による教員相互評価、担当教員による授業評価等を実施する。また、役職者が学生から直接意見を聴取する機会を新たに設け、教育プログラムの改善に学生が参画するシステムを構築する。これらの取組より明らかとなった課題・問題点を改善・解消するとともに、改善等の状況を確認・検証するなど、PDCAサイクルを機能させる。

【6-2-1】 総合教育センター教育評価・FD部会が中心となり、教員が自らの教育力向上のための不断の努力を行えるよう教員FD研修会、授業公開による教員相互評価、担当教員による授業評価などを実施する。また、FDの裾野を広げるため、教員研修会で学んだ知識やノウハウを可能な限り多くの教員で情報共有するための2次的な研修会等を実施することで、全教員の4分の3以上の者が参加するようにする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、代替措置として動画コンテンツを活用したオンデマンド配信等の2次的研修も兼ねた方法により実施する。

【6-2-2】 役職者が学生から直接意見を聴取する機会として、本学の学部を卒業し博士前期課程に在学している学生と理事等（総合教育センター長、副センター長、学部長・研究科長、学域長）、課程長、専攻長とが一堂に会して意見交換を行う会議を実施する。会議では、授業内容・方法や学生生活等に関する事項について、学生から直接意見を聴取する。それらの意見に基づき教育プログラムを改正するなど、本学の教育内容・方法の改善に役立てる。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、代替措置としてオンラインによるライブミーティング等を実施する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【7-1】 第2期中期目標期間において優れた成果を上げている、体験型アクティブラーニングやボランティア活動等のサービスラーニングの推進を目的とした「学生と教員の共同プロジェクト」を引き続き実施するとともに、正規課程外の外国語の運用能力向上のためのプログラムを提供する。

【7-1-1】 学生のコミュニケーション能力、論理的思考能力、問題解決能力の向上を図るとともに、グループ間での自己管理、チームワーク・リーダーシップや責任感などを醸成するための体験型アクティブラーニングの教育プログラムを展開する。また、教員による授業科目アンケートにおいて、アクティブラーニングに関する取組状況を確認する。

【7-1-2】 引き続き「学生と教員の共同プロジェクト事業（学生と教員が共同で行う正規課程外のプロジェクト）」を実施し、コンテスト入賞を目指すプロジェクト、ボランティア活動プロジェクトを中心に支援を継続するとともに、グローバル展開や地域創生に係るプロジェ

クトなど新たに成果が期待できる事業の掘り起こしを行う。

また、改善後の実施結果を踏まえ、次年度以降の運営方法等の改善を引き続き検討する。

【7-1-3】外国語運用能力向上のためのプログラムとして、附属図書館スタディールームやPC設置講義室を利用し、Academic Express 等のe-learning を活用した自学自習のサポート体制を整備する。また、外国語特別クラスなどの課外授業を開講するとともに、TOEIC 等の一斉受験の支援事業を実施する。

【8-1】各種アンケート等で学生支援に対する学生のニーズを十分に把握し、学生支援（学生個人の特性に応じた学習支援システム「総合型ポートフォリオ」、障がい者支援等）の内容を充実させる。

【8-1-1】学業成績が振るわない学生に対して支援を行うため、成績不振の基準に該当する学生及び保護者に学習状況の周知を行い、学習の妨げとなっている問題点について総合型ポートフォリオシステムを用いて調査するとともに、卒業に向けた学習計画や意向などについて確認を行う。また、調査結果において明らかになった問題を抱える個々の学生に寄り添った学修支援を実施する。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン授業が継続される場合は、単位取得状況が芳しくない学生に対する学習状況の調査を実施する。

【8-1-2】「総合型ポートフォリオ」によるアンケート機能等を利用し、福知山キャンパスの学生のニーズも踏まえた各種学生支援策（就職支援、経済支援、課外活動等学生生活支援）の充実を図る。

【8-1-3】要支援学生及び相談希望者等、アクセシビリティ・コミュニケーション支援センター利用希望者の急増が継続する場合は、障害学生支援体制（ピア・チューター制度、カウンセリング、各種障害支援機器類の導入等）の更なる強化を図る。

学生、新規採用教職員、保護者を対象に、授業、研修及び講演等を通じ、障害及び障害学生支援に関する知識の向上を図る。

受講登録時のアンケートを活用して、全学生を対象とした「オンライン授業における修学、日常の困りごととメンタルヘルスに関する調査」を実施し、個々の学生支援に繋げるとともに、調査により得られたデータの分析により支援事業の改善を図る。

【8-1-4】新型コロナウイルスによる影響により家計急変した学生に対し、授業料免除等の経済支援を実施する。また、高等教育修学支援新制度にも対応可能な授業料免除申請システムを新たに導入し、学生の申請負担を軽減する。

【8-1-5】各種ガイダンスや学内企業説明会等において、学生、企業及び講師にアンケートやヒアリングを行い、学生及び企業のニーズを把握した上で、キャリア形成を含む各種の就職支援事業を実施する。また、地元企業への就職希望者、障がい学生、日本企業への就職を希望する外国人留学生への適切な就職支援を実施する。

（４）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【9-1】高大接続改革を踏まえ、志願者の能力、適性や活動歴などを多面的かつ総合的に評価する本学独自の入学者選抜である「ダビンチ（AO）入試」において、募集人員を10%以上増加させる。

【9-1-1】一般選抜とダビンチ入試（総合型選抜）を総合的に検証し、制度改革を行う。具体的には、令和5年度入試より、一般プログラムにおいても学校推薦型選抜を導入し、その選抜方法等について、令和2年度に引き続きアドミッションセンターで検討を行う。

【9-1-2】これまでの入試実施結果の検証に基づき、地域創生Tech Programの入試制度改革を実行に移す。具体的には、ダビンチ入試（総合型選抜）地域創生Tech Program【地域】の定員の一部を学校推薦型選抜により募集し、ダビンチ入試（総合型選抜）と併せて募集を実施

する。

また、一般選抜の前期日程において地域創生Tech Program【一般】の定員の一部を募集し、一般プログラムと地域創生Tech Program との併願が出来るよう改良し募集を行う。

【9-2】国際化を図る観点から、英語スピーキングテストの導入など、志願者の実践的外国語運用能力を評価基準とする入試改革を実施する。

【9-2-1】ダビンチ入試（総合型選抜）グローバル枠においてC B T方式による英語スピーキングテスト及びライティングテストを行う。大学院工芸科学研究科の推薦入学特別入試の3×3特別入試においては、英語の外部試験及びC B T方式の英語スピーキングテストにより評価を受けた学生を継続して受け入れる。また、引き続き、C B T方式による英語ライティングテストの導入可能性及び有効性の調査を行う。さらに、ダビンチ入試（総合型選抜）におけるスピーキングテストの検証を行い、入試レベルに応じた内容に改良する。

【9-2-2】ダビンチ入試（総合型選抜）の合格者に対し、これまでのダビンチ入試（総合型選抜）における入学前教育の実施状況、入学者の成績追跡調査、アンケート調査の検証結果等を踏まえ改良したギャップイヤープログラムを提供する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【10-1】第2期中期目標期間までに実施した世界一線級の研究ユニットの誘致やプロジェクト研究をさらに推進させ、国内外の卓越した研究者と共同して、本学が実績や特色を有する分野（「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」等）の研究を重点的に推進する。それらの研究成果により、例えば、「分野別QS世界ランキング」等の世界的に認知度の高い分野別世界大学ランキングでのランク入りを目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

【10-1-1】世界一線級ユニット誘致による研究プログラム等を中心とした取組を推進するとともに、学術論文等の研究成果の国際的通用性を向上させる方策を実施する。また、重点研究分野における研究成果の指標として、分野国内外トップレベルの受賞を10件以上に設定する。

【10-1-2】本学の特色ある研究分野の国際的認知度を向上させるべく、重点研究分野における国際シンポジウムを開催する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【10-1-3】本学の強み・特色に基づく飛躍的発想による新価値創造を促進するため、学系等の研究組織の枠組みを超えた組織的チーム編成、インキュベート支援を行う仕組みを構築する。

【10-2】昆虫先端研究推進センターにおいて、昆虫科学研究の中核的研究拠点として、国内外との共同利用・共同研究を推進する。

【10-2-1】これまでの共同利用・共同研究の実績を検証、学際的連携を推進し、需要を掘り起こし共同研究拠点としての一層の機能強化を図る。

【10-3】国内外の大学や企業等と情報交換・意見交換等を実施し、それらを通じて得たニーズと本学のシーズのマッチングにより、社会実装化に繋がるヘルスサイエンス等の分野融合型の研究プロジェクトを推進する。

【10-3-1】京都府立大学、京都府立医科大学、京都薬科大学との4大学連携研究をはじめ、国内

外の大学との連携を推進する。本学の技術シーズとの分野融合型プロジェクト及びそのFS（フィジビリティスタディ）事業等を推進するため、企業等との意見交換会や産学連携協力会会員向けのフォーラム、技術交流フェア等の各種イベントにおいて、連携可能な産業界等のニーズを把握する。

【10-3-2】研究成果等を社会実装化することを目的としたツールとして知のシーズ集を作成するなど、研究者情報の発信を強化する。

【11-1】産学官連携コーディネーター等を有効に活用し、グローバルに展開する企業や地域の中小企業等と連携して、戦略的な共同研究・受託研究等を実施し、外部資金の受入額を10%程度増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【11-1-1】本学における研究動向と産業界のニーズ調査を行い、国等が公募する競争的資金等への応募支援や地域産業への貢献、研究成果のグローバル展開に向けた支援を行うことにより、外部資金の受入額を10%程度増加させる。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【12-1】卓越した研究力を有する研究者5名以上を、グローバルエクセレンス（外国人ユニットや若手研究者が所属する教員組織）等に配置し、学内の重点分野の研究を推進する。

【12-1-1】テニュアトラック制度により卓越した能力を有する研究者を1名以上雇用し、第3期中期目標期間における採用者数を累計5名以上とする。

【12-2】学系を超えた教員の交流の場の提供やURA（リサーチ・アドミニストレーター）の拡充等により、学内の連携を強化し、分野や職階を超えたチームでの研究を推進する体制を整備する。

【12-2-1】学系等の研究組織の枠組みを超えた本学の強み・特色に基づく飛躍的発想による新価値創造を促進するため、組織的にチーム編成、インキュベート支援を行う仕組みを構築し、プロジェクトを複数立ち上げる。また、学内の教員が研究情報を共有・交換できるオンラインシステムの構築について検討する。

【13-1】キャンパスマスタープランに基づく学内外の共同利用施設や設備マスタープランに基づく共同利用設備等を計画的に整備し、活用する。

【13-1-1】13号館及び17号館の共同利用スペースの利用を推進するとともに、共同利用スペースとして利用可能なスペースを把握し、効果的な運用を検討する。

【13-1-2】教育研究ニーズの変化等に対応するため、設備マスタープラン（設備整備計画）の見直しを行い、計画的に整備を図るとともに、設備の管理・運用に係る全学統括組織を設置・運用する。

【14-1】若手研究者が能力を最大限に発揮し、自立的な研究を推進できるよう、若手研究者に対する支援（研究費の重点配分等）を充実させる。

【14-1-1】若手研究者に対する研究推進及び環境の向上のための支援を実施するとともに、効果の検証を行い研究力の向上、活性化を推進する。

【14-2】女性研究者が安心して継続的に研究を推進できるよう、女性研究者に対する支援（出産・育児等で支援を必要とする者への研究支援員の配置等）を充実させる。

【14-2-1】育児・介護等で支援を必要とする女性研究者に研究支援員を配置する。

【15-1】教員の研究業績を組織的に収集し、多面的な分析に基づき活性化の措置を講じる。

【15-1-1】学系毎に設定した研究活動の将来計画・ビジョンに対する多面的な分析を行い、組織的な研究活性化策を見直すことにより、更なる活性化を図る。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【16-1】地元教育委員会や市民のニーズを踏まえ、京都府域の小中高等学校への出前授業・体験学習や社会人向け公開講座等を実施する。

【16-1-1】社会貢献事業や地元教育委員会等との教育連携事業として、出前・受入授業や体験学習などを実施する。また、SSH指定校やスーパーサイエンスネットワーク京都校の生徒の研究発表会として、京都府教育委員会等と連携し「京都サイエンスフェスタ」を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【16-1-2】市民のニーズを踏まえた事業として、一般市民・企業の技術者や研究者・大学生を対象に、最先端技術について本学教員が専門家の立場から解説を行う「市民講座」を実施する。また、高度化・多様化する社会人の学習ニーズに応えるため、大学コンソーシアム京都が生涯学習事業として実施している「京（みやこ）カレッジ」に本学の特色ある授業科目を提供する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、代替措置としてオンラインによる対応を実施する。

【17-1】技術者の再教育等を図る社会人教育や、中小企業等との定期的な情報交換・意見交換等を通じて得たニーズを踏まえた技術支援・技術指導を実施する。

【17-1-1】自治体や公的機関、企業等と連携し、知的財産に関する研修など技術者等に向けた社会人教育や専門人材育成のための研修・セミナーを企画し、実施する。

【17-1-2】履修証明制度等を活用し、地元企業等で働きながら学ぶ社会人等のために、大学の術リソースを活かした社会人リカレント教育プログラムを実施する。

【17-1-3】産学連携協力会会員をはじめとする企業等のニーズを収集し、地域産業界に貢献するための技術相談、技術指導等を実施する。また、企業の社員のスキル向上、課題解決を目的とした、社会人向け技術研修等を実施する。

【17-2】地域産業のグローバル化に貢献するため、国内外の卓越した研究者を交えたセミナーを平成28～30年度においては年8回程度、平成31～33年度においては年12回程度実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【17-2-1】国内外の卓越した研究者を交え、オンラインも含めたセミナーを年12回程度実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【18-1】地域に関する学習や地元企業等でのインターンシップを充実させ、学校教育16年を見通した体系的なカリキュラムを構築する。併せて、若者の地域定着、地域活性化に貢献するため、京都府北部における理工系人材を育成するためのプログラムを開設するなど、地元企業等への就職率を10%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【18-1-1】京都の伝統文化を礎とした教養及びアイデンティティを育むため、京都学関連の授業科目を継続して実施する。

地域創生 Tech Program配当科目の「地域創生課題セミナーⅠ・Ⅱ」、「ものづくりインターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」に関して、課題の選定やインターンシップの学生受入れ先確保

等について、京都府北部の自治体・企業と連携して継続実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【18-1-2】グローバルな視野をもって工学・科学技術により地域の課題を解決できる国際高度専門技術者を育成するため「地域創生Tech Program」を学部共通プログラムとして実施し、卒業要件を満たした者に対して、学士の学位を授与する。また、大学院博士前期課程の地域課題に取り組む特別教育プログラムの修了要件を満たした者に修了認定書を交付する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【18-2】 地方自治体や地元企業等と定期的な情報交換・意見交換等を実施し、それらを通じて得たニーズと本学のシーズのマッチングにより、京都府域の地域産業振興、文化・芸術振興、まちづくり等へ貢献する教育研究を推進する。

【18-2-1】 地域における教育・研究・社会貢献に関するニーズと本学のシーズのマッチングを推進し、学内公募による「地域貢献プロジェクト」など地域に貢献する事業を京都府全域で実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【19-1】 第2期中期目標期間において「デザイン・建築」分野を中心に実施したユニット誘致をさらに推進し、「デザイン・建築」、「繊維・高分子」及び「グリーンイノベーション」の3つの分野において、世界一線級研究者ユニットを新たに誘致し、国際混成チームでの教育研究を推進する。それらにより、論文全体に占める海外の研究者との共著論文の割合を25%以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【19-1-1】 世界一線級ユニット誘致や研究者の海外派遣等、研究環境のグローバル化を推進し、若手研究者を中心とした国際交流を活発化させることにより、国際共著論文の割合を全論文数の25%以上とする。

【19-2】 本学内に日本人学生・外国人留学生・本学教員・誘致研究者等が活発に交流できる場を整備・運用する。

【19-2-1】 海外研究者と本学関係者の交流及び日本人学生と外国人留学生の交流を行う場の整備・運用を推進する。

【20-1】 海外の大学との派遣・受入に関する調整や海外の企業等との調整等の活動を実施する連携拠点を海外に3カ所以上整備する。

【20-1-1】 引き続きバンコク、チェンマイ、トリノの大学キャンパス内における拠点を活用し、ワークショップや国際共同学位プログラム等の研究・教育活動を実施する。また、拠点における活動状況を検証し、今後の活動及び新たな拠点の開設について検討する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【21-1】 国際交流協定について、戦略的に協定校を選定し、協定校数を20%程度増加させる。

【21-1-1】 新規の国際交流協定締結を促進し、協定校数を第2期中期目標期間最終年度と比較して20%程度増加させるとともに、既締結協定について、オンラインも含めた交流を活発にする取組を実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【21-2】外国人留学生の受入を推進し、大学院学生に占める外国人留学生の割合を30%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【21-2-1】大学院学生に占める外国人留学生の割合を30%以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【21-3】日本人学生の海外留学を推進し、大学院学生に占める海外留学経験者の割合を25%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【21-3-1】学生の海外派遣を促進し、大学院学生に占める海外留学経験者（オンライン留学含む）の割合を25%以上とする。新たな派遣プログラムの開拓にあたっては、コロナ禍においても実現可能となるよう、オンライン交流も選択肢とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【22-1】外国人留学生の受入推進に伴い、外国人留学生に対するチューターによる学習支援、宿舎確保等の生活支援、日本企業への就職支援等を実施する。

【22-1-1】外国人留学生の居住場所の確保等の生活支援を行う。

【22-1-2】平成27年度から隔年で実施する、留学生アンケートについて実施し、生活支援内容の検討を図る。

【22-1-3】外国人留学生等への就職支援の方策について、支援の実質化を図る。

【22-2】日本人学生の海外留学推進に伴い、海外へ留学する日本人学生に対する留学前の事前教育等の支援、留学先での現地サポート等の支援を実施する。

【22-2-1】国際センター事業により海外派遣する全ての学生に対し、渡航前オリエンテーションを通して留学前教育等の支援を行うとともに、すべての海外派遣学生に対し、危機管理プログラムへの参加を義務付ける。また、海外拠点や卒業生のネットワークを活用した現地サポートを行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【23-1】第2期中期目標期間に構築した大学全体に係る運営戦略の企画・立案・実行体制の下で、学長を中心にガバナンスの機能状況を検証し、検証結果に基づきガバナンス体制を不断に見直す。

【23-1-1】学長・役員と学系長が出席する会議において、学系等の事業モニタリング結果のレビューを実施する。

【23-2】大学戦略の基礎となる情報の収集及び分析機能等を強化するため、学長をサポートするIR（インスティテューショナル・リサーチ）組織を整備する。

【23-2-1】大学の教育、研究、社会貢献、国際化等の諸活動に係る指標のモニタリングを実施する。

【23-3】監事との定期的な意見交換の場を設けるなど、監事のサポート体制を整備し、監事機能の強化を図る。

【23-3-1】監事に求められる人材像として、(1)財務や決算に関する知見を有し組織を監査できる者、(2)法人の運営が法令や学内の規則等に則って機能しているかを監査できる者、として選任された監事の業務の執行及び遂行による監事機能強化のための業務支援を行う。

【23-4】地域の自治体・産業界や保護者等の学外者の意見を聴取する機会を定期的に設け、それらを通じて明らかとなった大学に対する意見・要望等を大学運営に活用する。

【23-4-1】自治体、産学連携協力会会員企業、保護者等から意見を聴取する機会を設け、意見・要望等を大学運営に活用する。

【24-1】「職位比率プロポーション改革」（教授を削減し、助教を増加させる）を実施し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、40歳未満の助教を25名程度増加させる。

【24-1-1】職位比率プロポーション改革を進め、退職教員の補充人事は助教等の若手教員を原則とし、助教又は講師を5名程度増加させる。

【24-2】年俸制や混合給与による多様な人材の雇用を促進し、国際通用性のある適切な業績評価及び処遇への反映を実施するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制適用者を50名以上増加させる。

【24-2-1】年俸制及び混合給与（クロスポイントメント）制度を積極的に利用し、特任教員、特任専門職のほか、URA職等多様な人材を雇用する。第3期中期目標期間における新たな年俸制適用者を累計50名以上に増加させる。

【24-3】複雑で専門的な業務を支援するため、高度で専門的な能力を有する人材を多様な形態（年俸制・時給制やフルタイム・パートタイム等）で雇用する。

【24-3-1】年俸制、日給制、時給制、パートタイム、フルタイム等様々な制度を戦略的に利用することにより、特任教員、特任専門職、専門職、URA等、複雑で専門的な業務の支援が可能な職員を雇用する。

【24-4】国内外の優秀な人材を確保するために、本学独自の財源によるテニユアトラック制度を構築し、教員採用者全体に占める当該制度による採用者の割合を40%以上にする。

【24-4-1】新採用教員の40%程度を本学独自の財源によるテニユアトラック制度により雇用する。

【24-5】外国での教育研究歴のある教員を積極的に採用することなどにより、教員に占める外国での教育研究歴のある教員の比率を50%程度にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【24-5-1】外国での教育研究歴のある教員の採用及び学内教員の長期海外派遣により、教員に占める外国での教育研究歴のある教員の比率を50%程度にする。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【24-6】女性教職員を積極的に採用し、教員に占める女性の比率を15%以上、職員に占める女性の比率を35%以上にする。また、管理職等の指導的地位への女性登用を推進し、役員のうち1名以上、管理職の25%以上を女性で登用する。

【24-6-1】女性教員比率は15%以上、女性職員比率は35%以上とする。また、女性役員を1名以上、女性管理職を25%以上とする。

【25-1】グローバル化に対応できる人材を育成するために、年間10名程度の教職員を海外の教育・研究機関に長期派遣する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【25-1-1】10名程度の教職員を海外の教育研究機関に長期派遣する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、可能な範囲において取組を実施する。

【25-2】事務職員・技術職員の能力の向上を図るため、研修等を充実させ、英語の運用能力については、職員に占めるTOEIC730点以上（又はこれに相当する能力）を有する者の比率を20%程度にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

【25-2-1】学内研修プログラムの充実を図りつつ、学外のプログラムも活用し、計画的に研修を行う。

【25-2-2】事務職員及び技術職員に対し、語学研修を受講する機会を提供し、語学力の向上を図り、職員に占めるTOEIC730点以上を有する者の比率を20%程度にする。

【26-1】学長のリーダーシップの下で、組織的に検討した運営戦略に基づき、重点的に推進すべき分野・領域に、学内資源を戦略的に配分する。

【26-1-1】文部科学省による「卓越研究員制度」、本学独自の「テニュアトラック制度」により、重点分野・領域の教員配置枠を確保する。

【26-1-2】本中期目標期間における施設整備計画に沿って、重点的に推進すべき施設整備を推進する。また、ランニングコストの節約を考慮した空調設備の更新を実施する。

【26-1-3】学長のリーダーシップにより、本学の機能強化に資する戦略的取組への重点配分を行うため、学長裁量経費枠を昨年度と同程度確保する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【27-1】機能強化のために平成27年度までに実施した教育研究組織の各種改革を踏まえ、教育組織・教員組織の在り方について検証し、教育と研究が効果的に連携して実施できる体制とする。

【27-1-1】学系における事業実施状況について、学長・理事によるモニタリングを実施し、組織毎の業績や計画を全学で共有する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【28-1】事務組織を業務内容により分類し体系化するとともに、業務内容によっては教員と職員合同で構成される組織を設置するなど、教職協働をより一層推進する体制に強化する。

【28-1-1】大学の重要検討事項に関する検討ワーキンググループ等に事務職員を積極的に参加させるなど、教職協働を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【29-1】「収入比率プロポーシヨン改革」（収入に占める外部資金の割合を増加させる）を実施し、外部資金（補助金等収入、科研費を含む）の獲得額を収入全体（施設費を除く）の20%以上とする。

【29-1-1】外部資金獲得に向けた戦略及び各種競争的資金獲得推進に向けた方策について前年度の結果を検証のうえ、研究段階や規模に応じた支援策を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【30-1】 効率的な予算執行を行うとともに、予算執行状況調査や財務指標等による財務分析の活用などにより管理的経費を削減し、原則、一般管理費比率を5%未満に抑制する。

【30-1-1】 予算執行状況調査や財務指標等による財務分析の活用、業務の効率化及び契約方法の見直し等により、管理的経費を削減し、原則、一般管理費比率を5%程度に抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【31-1】 学内の施設・設備について、共同プロジェクト研究や大学COC事業等での共同利用を促進し、学内外者の利用を推進する。

【31-1-1】 大学保有資産の有効活用のため、外部貸付や他機関との共同利用を推進する。

【31-1-2】 設備の管理・運用に係る全学統括組織を設置・運用する。

【31-2】 短期・長期の収入・支出状況を精緻に見積もることにより資金状況を正確に把握し、余裕資金を安全かつ効果的な手段で運用する。

【31-2-1】 余裕資金等の状況に合わせ、ポートフォリオのメンテナンスを随時行い、安全かつ効果的に運用益を確保し、キャンパス環境の整備や国際交流等の推進を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【32-1】 教育研究活動及び管理運営の状況について、定期的に多面的な自己点検・評価、外部評価を実施し、評価結果を業務改善に活用するとともに、その内容を学内外に公表する。

【32-1-1】 大学評価室において、「中期目標・中期計画進捗管理システム」を運用し、中期目標・中期計画、年度計画の一元管理を継続して実施するとともに、自助努力により引き続き実施する地域貢献事業に関する評価、国際化推進事業に関する評価など外部有識者を交えて行う評価の評価結果等を業務改善に活用する。

【32-1-2】 大学機関別認証評価を受審する。また、国立大学法人評価の受審に向けた準備を開始する。

【32-1-3】 本年度に受審する大学機関別認証評価の自己評価書及び評価結果をホームページ等により学内外に公表する。また、令和2年度に受審した国立大学法人評価の自己評価書及び評価結果、並びに明らかになった課題等に対する改善措置をホームページ等により学内外に公表する。

2 情報公開や情報発信等に関する目標を達成するための措置

【33-1】 学内の教育研究成果を迅速に把握・発信できる体制を整備し、広報戦略に基づき、発信する情報内容を充実させるとともに、多様な広報媒体により、多面的な広報活動を行う。

【33-1-1】 教育研究成果の迅速な把握・発信のため、ホームページの運用方針及び体制に従った運用を行う。また、プレスリリースのマニュアルや報道機関への情報提供に関する報告方法について周知を図るとともに、活発な情報発信を行う。

【33-1-2】 情報発信内容を充実させるため、学生と教職員による公式広報チーム等と連携して情

報を収集し、ホームページ、SNS（Facebook, Twitter, LINE）を活用した情報発信を継続して行う。

V その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【34-1】機能強化の観点から、改定したキャンパスマスタープランに基づき計画的な施設整備を行う。

【34-1-1】改定したキャンパスマスタープランに基づき施設整備を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【35-1】毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。

【35-1-1】化学物質管理システムへの研究室保有試薬の登録状況を内部監査で確認し、登録の徹底を促す。また、年1回以上は在庫確認を実施し、登録内容の正確性を維持する。

【35-2】教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修（EMS研修（学部4年次生は参加必須））や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年7回以上実施する。

【35-2-1】環境配慮と安全管理の意識を向上させるため、環境安全研修会や防災訓練などの教育研修を年7回以上実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【36-1】構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年1回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続するとともに、啓発のための研修等を年1回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的に実施し、監事による総括を行う。

【36-1-1】個人情報保護や法人文書管理等、法令遵守に対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、法令遵守体制の不断の見直しを行う。

【36-1-2】情報セキュリティ基本方針に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する意識を向上させるための研修を年1回以上実施する。また、情報管理についての内部監査を実施するとともに、監査に係る監事の総括を踏まえ、情報管理体制の不断の見直しを行う。

【37-1】研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。

【37-1-1】教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及びeラーニング教材の活用により、意識の向上を図るとともに、論文剽窃防止ソフトの利用を促進する。

【38-1】「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必

要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。

【38-1-1】会計内部監査を実施し、その結果等を踏まえ、「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正使用防止マニュアル」の点検・見直しを行う。また、構成員等への周知徹底を図るとともに、学内におけるコンプライアンス教育（研修会）を実施する。

【38-1-2】契約手続きの適正性に関し、四半期毎に監事に対し調達状況の報告を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,218,617千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
総合研究棟改修（設計工学域）10号館（Ⅱ期）	503	国立大学法人等 施設整備費補助金
基幹・環境整備（困障安全対策）	54	
小規模改修（防水改修等）	21	大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金

注）金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 総人件費を抑制しつつ、教育研究及びその他の業務を更に充実するため、戦略的な人員配置を推進する。
 - (2) 女性、若手、外国人の研究者の雇用促進に努めるとともに、男女共同参画に向けた取組を順次実行する。また、年俸制を活用した雇用を促進する。
 - (3) 学内の研修プログラムの充実を図りつつ、コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮したうえ、計画的に研修を実施する。また、海外教育連携教員派遣制度を活用し、中堅・若手教員の研究力向上及び国際化を推進する。
 - (4) 教職員の活動意欲の向上を図るため、人事評価の改善を図りつつ適正に実施し、給与等の処遇に反映する。
- (参考1) 令和3年度の常勤職員数386人
また、任期付き職員数の見込みを40人とする。
- (参考2) 令和3年度の人件費総額見込み4,456百万円

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工芸科学部	(昼間コース)	
	応用生物学課程	200人
	応用化学課程	676人
	電子システム工学課程	244人
	情報工学課程	244人
	機械工学課程	344人
	デザイン・建築学課程	624人
	学部共通（3年次編入学）	100人
工芸科学研究科	応用生物学専攻	80人〔修士課程〕
	材料創製化学専攻	66人〔修士課程〕
	材料制御化学専攻	64人〔修士課程〕
	物質合成化学専攻	66人〔修士課程〕
	機能物質化学専攻	64人〔修士課程〕
	電子システム工学専攻	100人〔修士課程〕
	情報工学専攻	92人〔修士課程〕
	機械物理学専攻	74人〔修士課程〕
	機械設計学専攻	60人〔修士課程〕
	デザイン学専攻	90人〔修士課程〕
	建築学専攻	142人〔修士課程〕
	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学	
	国際連携建築学専攻	8人〔修士課程〕
	先端ファイブプロ科学専攻	94人 〔うち修士課程70人 博士課程24人〕
	バイオベースマテリアル学専攻	62人 〔うち修士課程44人 博士課程18人〕
	バイオテクノロジー専攻	18人〔博士課程〕
	物質・材料化学専攻	39人〔博士課程〕
	電子システム工学専攻	15人〔博士課程〕
	設計工学専攻	30人〔博士課程〕
	デザイン学専攻	15人〔博士課程〕
建築学専攻	21人〔博士課程〕	

VI. 予算(人件費見積含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,002
施設整備費補助金	557
施設整備資金貸付金償還時補助金	—
補助金等収入	377
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	21
自己収入	2,353
授業料、入学金及び検定料収入	2,267
雑収入	87
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	756
長期借入金収入	—
貸付回収金	—
目的積立金取崩	112
計	9,178
支出	
業務費	7,467
教育研究経費	7,467
施設整備費	578
補助金等	377
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	756
貸付金	—
長期借入金償還金	—
計	9,178

[人件費の見積り]

期間中総額 4,456百万円を支出する。(退職手当は除く)

「運営費交付金」のうち、令和2年度当初予算額4,818百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額184百万円

2. 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	8,803
業務費	8,053
教育研究経費	2,562
受託研究経費等	639
役員人件費	81
教員人件費	3,532
職員人件費	1,239
一般管理費	453
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	297
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	8,717
運営費交付金収益	4,852
授業料収益	1,830
入学金収益	340
検定料収益	80
受託研究等収益	639
補助金等収益	482
寄附金収益	108
財務収益	5
雑益	82
資産見返運営費交付金等戻入	150
資産見返補助金等戻入	74
資産見返寄附金戻入	74
資産見返物品受贈額戻入	—
臨時利益	—
純利益	△ 87
目的積立金取崩益	87
総利益	0

3. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,854
業務活動による支出	8,259
投資活動による支出	920
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	2,675
資金収入	11,854
業務活動による収入	8,300
運営費交付金による収入	4,818
授業料・入学金及び検定料による収入	2,267
受託研究等収入	639
補助金等収入	377
寄附金収入	117
その他の収入	82
投資活動による収入	583
施設費による収入	578
その他の収入	5
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	2,971